平成２１年（フ）第２１４５８号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目19番201号
債務者　鈴木　成秋
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢島　　匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３８号
大分県別府市大字鶴見1900番地32、住民票上の住所大分県竹田市久住町大字久住4050番地10
債務者　太田　文雄
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　秀生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４５２号
埼玉県鳩ケ谷市坂下町１丁目２番16号
債務者　戸田　智絵
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６０号
埼玉県川口市元郷４丁目21番23号　根岸ハイツ201号
債務者　小山　　愛
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６４号
さいたま市緑区道祖土４丁目29番29号　エーコーマンション102、旧住所さいたま市浦和区大東２丁目11番23号
債務者　五味　進一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７０号
さいたま市北区奈良町136番地51　大宮奈良町団地10号棟404号
債務者　田中　利和
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７１号
さいたま市浦和区皇山町８番19号
債務者　金本美奈子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
埼玉県所沢市緑町４丁目３番19号　緑ハイツ101
債務者　小泉　泰明
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６８９号
埼玉県比企郡鳩山町熊井598、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町真壁141番地１
債務者　坂入　　大
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６２２号
埼玉県坂戸市西坂戸５丁目11番20号
債務者　鈴木　秀和
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６２９号
埼玉県坂戸市泉町６番17号
債務者　片岡あい子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６４４号
埼玉県ふじみ野市駒林396　エスポアール・エルク102、住民票上の住所東京都足立区花畑５丁目９番19―401号
債務者　仙頭　奈月
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６６８号
埼玉県川越市大字下広谷1119番地11
債務者　大澤由右子（旧姓荻野）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７００号
埼玉県鶴ヶ島市大字三ッ木348番地３、前住所茨城県石岡市下林2092番地12
債務者　勝又　康弘
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４４０号
静岡県沼津市東椎路1562番地の３　ビューテラス愛鷹307
債務者　名倉　温子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
静岡県沼津市大岡312番地の１
債務者　岩城　禎輝
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
静岡県駿東郡小山町小山403番地の２
債務者　室伏　孝司
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係